**大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業　募集要項　新旧対照表**

　　赤字　　は修正箇所

| **頁** | **該当箇所** | **修正前** | **修正後** |
| --- | --- | --- | --- |
| 15 | 第3\_4.\_(6) | (1) 土地引渡しの時期土地引渡しの時期は、現段階では、2021年秋頃を想定しているが、国における区域整備計画の認定時期や応募者が提案する事業スケジュール等を踏まえ、設置運営事業予定者の決定後、大阪府・市及び設置運営事業予定者が協議の上定めるものとする。なお、土地の引渡しは、区域整備計画の認定及び実施協定の締結が完了していることが前提となる。 | (1) 土地引渡しの時期土地引渡しの時期は、現段階では、2022年春頃を想定しているが、国における区域整備計画の認定時期や応募者が提案する事業スケジュール等を踏まえ、設置運営事業予定者の決定後、大阪府・市及び設置運営事業予定者が協議の上定めるものとする。なお、土地の引渡しは、区域整備計画の認定及び実施協定の締結が完了していることが前提となる。 |
| 21 | 第4\_5. | ５．事業スケジュール　事業スケジュールとしては、図表６のとおり想定している。　ＩＲ施設の開業については、2025年に開催が予定されている2025年日本国際博覧会（以下「万博」という。）前の開業をめざしつつ、世界最高水準のＩＲ及び早期開業による速やかな事業効果の発現が実現できるよう、公民連携して取り組むものとする。　施設計画に応じた建設期間の設定、並びに万博及びインフラ工事等も含めた工事条件が必ずしも明確でないこと等に鑑み、応募者は、万博前を含んだ幅のある期間で開業時期（全部開業、部分開業及び先行開業（一部施設の供用）を含む。）を設定し、全体の事業工程と合わせて提案すること。　なお、2026年度末までの全部開業を前提としている限りにおいて、開業時期に関する提案内容については評価の対象とはしない。　また、当該スケジュールは、国における関係政省令及び規則等の制定時期や区域整備計画の認定時期等を踏まえて、今後変更することがある。【図表６　想定スケジュール】

|  |  |
| --- | --- |
| 時期 | 項目 |
| 令和元年（2019年）12月～ | 募集要項等の公表 |
| 令和２年（2020年）６月頃 | 設置運営事業予定者の選定 |
| 令和２年（2020年）７月頃 | 基本協定の締結 |
| 令和２年（2020年）７～10月頃 | 区域整備計画の作成及び公聴会等の実施 |
| 令和２年（2020年）11～12月頃 | 大阪府議会・大阪市会の同意 |
| 令和３年（2021年）１月～ | 区域整備計画の認定の申請・認定（国）※1 |
| 令和３年（2021年）秋頃 | 実施協定の締結・設置運営事業の開始土地引渡し・工事着工 ※2 |

※1　国のスケジュールは想定。　※2　時期は応募者の提案による。 | ５．事業スケジュール　事業スケジュールとしては、図表６のとおり想定している。　ＩＲ施設の開業については、世界最高水準のＩＲ及び早期開業による速やかな事業効果の発現が実現できるよう、公民連携して取り組むものとする。　施設計画に応じた建設期間の設定、並びに万博（2025年に開催が予定されている2025年日本国際博覧会をいう。以下同じ。）及びインフラ工事等も含めた工事条件が必ずしも明確でないこと等に鑑み、応募者は、大阪府・市が本公募において提示した条件に基づき、現時点で、応募者として可能と考える開業時期（全部開業、部分開業及び先行開業（一部施設の供用）を含む。）について、全体の事業工程と合わせて提案すること。　なお、2026年度末までの全部開業を前提としている限りにおいて、開業時期に関する提案内容については評価の対象とはしない。　また、当該スケジュールは、国における関係政省令及び規則等の制定時期や区域整備計画の認定時期等を踏まえて、今後変更することがある。【図表６　想定スケジュール】

|  |  |
| --- | --- |
| 時期 | 項目 |
| 令和元年（2019年）12月～ | 募集要項等の公表 |
| 令和２年（2020年）９月頃 | 設置運営事業予定者の選定 |
| 令和２年（2020年）10月頃 | 基本協定の締結 |
| 令和２年（2020年）10月～令和３年（2021年）１月頃 | 区域整備計画の作成及び公聴会等の実施 |
| 令和３年（2021年）２月～３月頃 | 大阪府議会・大阪市会の同意 |
| 令和３年（2021年）４月～ | 区域整備計画の認定の申請・認定（国）※1 |
| 令和４年（2022年）春頃 | 実施協定の締結・設置運営事業の開始土地引渡し・工事着工 ※2 |

　※1　国のスケジュールは想定。　※2　時期は応募者の提案による。 |
| 37 | 第11\_1. | １．スケジュール　大阪府・市は、図表８のスケジュールに沿って、設置運営事業予定者を選定する予定である。但し、大阪府・市は、国における基本方針、関係政省令及び規則等の制定時期・内容や区域整備計画の認定時期等を踏まえて、必要に応じて、以下のスケジュールを変更することができる。【図表８　今後のスケジュール（予定）】

|  |  |
| --- | --- |
| スケジュール（予定） | 内容 |
| 令和元年（2019年）12月24日 | 募集要項の公表 |
| 令和元年（2019年）12月24日～令和２年（2020年）１月10日 | 募集要項に関する質問受付期間 |
| 令和２年（2020年）１月17日 | 募集要項に関する質問への回答 |
| 令和２年（2020年）１月６日～２月14日 | 資格審査書類の受付期間 |
| ～令和２年（2020年）２月頃 | 参加資格審査結果の通知 |
| 令和２年（2020年）１月～２月頃 | 基本方針の公表（国）※1実施方針の作成 |
| 令和２年（2020年）１月頃～３月頃 | 競争的対話の実施期間 |
| 令和２年（2020年）４月頃 | 提案審査書類の提出期限 |
| 令和２年（2020年）６月頃 | 設置運営事業予定者の選定 |
| 令和２年（2020年）７月頃 | 基本協定の締結 |
| 令和２年（2020年）７～10月頃 | 区域整備計画の作成及び公聴会等の実施 |
| 令和２年（2020年）11～12月頃 | 区域整備計画の認定の申請に係る大阪府議会及び大阪市会の同意 |
| 令和３年（2021年）１月～ | 区域整備計画の認定の申請・認定（国）※1 |
| 令和３年（2021年）秋頃 | 実施協定の締結・設置運営事業の開始土地引渡し・工事着工 ※2 |

　※1　国のスケジュールは想定。　※2　時期は応募者の提案による。 | １．スケジュール　大阪府・市は、図表８のスケジュールに沿って、設置運営事業予定者を選定する予定である。但し、大阪府・市は、国における基本方針、関係政省令及び規則等の制定時期・内容や区域整備計画の認定時期等を踏まえて、必要に応じて、以下のスケジュールを変更することができる。【図表８　今後のスケジュール（予定）】

|  |  |
| --- | --- |
| スケジュール（予定） | 内容 |
| 令和元年（2019年）12月24日 | 募集要項の公表 |
| 令和元年（2019年）12月24日～令和２年（2020年）１月10日 | 募集要項に関する質問受付期間 |
| 令和２年（2020年）１月17日 | 募集要項に関する質問への回答 |
| 令和２年（2020年）１月６日～２月14日 | 資格審査書類の受付期間 |
| ～令和２年（2020年）２月頃 | 参加資格審査結果の通知 |
| 令和２年（2020年）３月～ | 基本方針の公表（国）※1実施方針の作成 |
| 令和２年（2020年）１月頃～７月頃 | 競争的対話の実施期間 |
| 令和２年（2020年）７月頃 | 提案審査書類の提出期限 |
| 令和２年（2020年）９月頃 | 設置運営事業予定者の選定 |
| 令和２年（2020年）10月頃 | 基本協定の締結 |
| 令和２年（2020年）10月～令和３年（2021年）１月頃 | 区域整備計画の作成及び公聴会等の実施 |
| 令和３年（2021年）２月～３月頃 | 区域整備計画の認定の申請に係る大阪府議会及び大阪市会の同意 |
| 令和３年（2021年）４月～ | 区域整備計画の認定の申請・認定（国）※1 |
| 令和４年（2022年）春頃 | 実施協定の締結・設置運営事業の開始土地引渡し・工事着工 ※2 |

　※1　国のスケジュールは想定。　※2　時期は応募者の提案による。 |
| 43 | 第11\_9. | ９．補足資料の公表等大阪府・市は、募集要項等を補足するための資料（以下「補足資料」という。）を公表、配付又は貸与することができる。但し、公表、配付又は貸与は2020年４月頃（詳細は資格審査通過者に別途通知する。）までに行い、以降、新たな補足資料の公表、配付又は貸与は行わないものとする。 | ９．補足資料の公表等大阪府・市は、募集要項等を補足するための資料（以下「補足資料」という。）を公表、配付又は貸与することができる。但し、公表、配付又は貸与は2020年６月頃（詳細は資格審査通過者に別途通知する。）までに行い、以降、新たな補足資料の公表、配付又は貸与は行わないものとする。 |
| 44 | 第11\_11.\_(2)\_a | 11．競争的対話の実施(2) 実施時期・方法 a.2020年１月頃から３月頃（予定）までの間で別途調整する。 | 11．競争的対話の実施(2) 実施時期・方法 a.2020年１月頃から７月頃（予定）までの間で別途調整する。 |
| 45 | 第11\_12.\_(1) | 12．提案書審査(1) 提案審査書類の受付期間 2020年４月頃（資格審査通過者に別途通知する。） | 12．提案書審査(1) 提案審査書類の受付期間 2020年７月頃（資格審査通過者に別途通知する。） |
| 45 | 第11\_13. | 13.審査結果の通知及び公表大阪府・市は、提案審査の結果を提案書審査に参加した全ての応募企業等に対して、2020年６月頃（予定）に通知する。 | 13.審査結果の通知及び公表大阪府・市は、提案審査の結果を提案書審査に参加した全ての応募企業等に対して、2020年９月頃（予定）に通知する。 |